

富士見市立つるせ台小学校 いじめ防止基本方針

令和8年5月改訂

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの態様

- 1 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 全ての教職員は法、基本方針、ガイドライン、生徒指導提要进行を理解する。

イ 学校いじめ防止基本方針については、入学時、各年度の開始時に、児童、保護者、関係機関に説明する。

ウ いじめが犯罪的行為に相当し得ると認められる場合には学校として警察へ相談、通報を行うことを保護者等に周知する。

エ 道徳教育の充実【第15条第1項】

- ・ 特別の教科道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない・許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った特別の教科道徳の授業を実施する。
- ・ 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する

オ 体験活動の充実【第15条第1項】

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・福祉体験や国際交流体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

カ 児童生徒が主体的に行う活動・支援【第15条第2項】

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

キ 保護者及び地域住民等との連携【第15条第2項】

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する時のルールやモラルについての啓発活動として高学年、保護者対象の研修や講演会を実施し、ネットいじめの予防を図る。
- ・学校評価において「つるせ台小学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を評価項目に位置づけ、取り組みの改善を図る。
- ・学校運営支援者協議会（年3回）を通して情報交換を行う。

ク 関係機関等との連携【第17条】

- ・必要に応じ市内外の学校、警察、児童相談所、医療機関等と連絡を密にし、情報を共有する。
- ・被災児童、発達障がい、外国籍の児童、性同一性障がい等、特に配慮が必要な児童については、特性を踏まえた適切な支援を行うと共に保護者及び、教育相談室等の関係機関と連携し、該当児童に対するいじめ未然防止・早期発見に取り組む。

ケ 計画的な教職員の研修の実施【第18条第2項】

- ・年間計画に基づく定期的な研修会を実施する
- ・教育相談研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。

コ インターネットによるいじめ対応について【第19条第1項】

- ・ネット使用のルールや約束について、講習会や授業を行い正しい使用の仕方を学ぶ。(教師・児童・保護者対象の研修会実施)
- ・子どもとの信頼関係を築き、日々の観察やノート等で早期発見・早期対応に努める。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について【第16条第1項】

- ・ いじめ実態調査アンケートは発見の手立ての一つであると認識し、学期に1回以上実施する。
- ・ 記名、持ち帰り等に配慮する。

イ 児童、保護者、教職員の相談体制【第16条第2項・第3項】

- ・ 教材の共有化、研修や会議の精選を行い教員の負担軽減を図り児童と向き合う時間の確保を行う。
- ・ 担任以外の管理職、主幹教諭、教科担任、少人数指導教諭も児童と多く係わり担任以外の教員にも相談できる体制作りを図る。
- ・ ふれあい相談員やスクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。

ウ いじめを受けた児童の権利、擁護の体制【第16条第4項】

- ・ 子どもの目線で、子どもにわかりやすく、安心して相談できる仕組みをつくる。
- ・ 子ども自身が「自分の人権」「他人の人権」を学び理解を深める。
- ・ 子どもが意見を表明し、子どもが参加できる場や機会の充実を図る。

(3) いじめへの対処及び解決に関する取組

ア いじめの通報等の義務について【第23条第1項】

- ・ 発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有し、いじめの解消に向けて取り組む。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告【第23条第2項】

- ・いじめ防止対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行った後、各担任が、被害児童・加害児童の保護者に連絡するとともに、教頭が教育委員会に報告する。

ウ いじめを受けた児童・行った児童の指導助言【第23条第3項】

- ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して支援する。
- ・いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対して助言する。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

エ いじめ後、安心して教育が受けられる措置【第23条第4項】

- ・児童に対する親身な教育相談を充実させ、スクールカウンセラーの活用や養護教諭等との連携を図る。
- ・教育相談室を設け、児童が相談・学習しやすい雰囲気になるよう工夫し、環境を整える。

オ いじめを受けた保護者と行った保護者間の情報を共有するための措置【第23条第5項】

- ・いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないように配慮する。
- ・当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪・いじめられた児童への報復の防止等を行う。

カ いじめが犯罪行為の場合について【第23条第6項】

- ・いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談して、所轄警察署と対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

*いじめの解消とは

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに関わる行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

2 つるせ台小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

いじめ防止対策委員会組織

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、学級担任、教育相談室相談員、スクールソーシャルワーカー、鶴瀬西交流センター職員

(2) 活動内容

- ・いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・児童理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・生徒指導部会を中心とした校内の相談体制作りを行う。
- ・教育相談研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。

(3) 開催

- ・年間計画に位置づけ定期的に行うとともに、必要に応じて開催する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身又は財産に重大な被害』について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(3) いじめにより重大な被害が生じた疑い又は、いじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある段階を指す。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査情報提供について【第28条第1項・第2項】

- ・教職員、児童及びその保護者等から事実関係や意見等に関する説明等を求める。その際、いじめ重大事態に係る申立様式を活用し、保護者から具体的な状況を記入してもらう。
- ・関係団体に照会して必要な事項の文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等の提供を求める。

(2) 対象児童、保護者への調査結果の説明、併せていじめを行った児童、保護者にも説明を行う。

- ・調査の目的・目標
- ・調査主体（組織の構成、人選）
- ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ・調査事項・調査対象
- ・調査方法
- ・調査結果の提供（どのような情報をどのような形式で提供するか併せて説明する。個人情報については、提供できない場合があることも説明する。）

(3) 教育委員会への報告について【第30条第1項】

- ・個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、当該報告書を教育委員会に報告する。その際、対象児童、保護者からの所見書も併せて市長に提出することが可能であることを保護者に説明する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、つるせ台小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。
 (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 年間行事予定

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域への活動
4月	○いじめ防止基本方針の検討 【いじめ防止対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】	○いじめ対策についての説明・啓発【学校便り等】 ○保護者との情報交換 【懇談会】
5月	○学校適応感アンケート調査 (～6月) ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○縦割り班遊び ○人権作文・人権標語	○保護者との情報交換 【個人面談】 ○地域への情報提供・情報交換 【コミュニティ・スクール協議会】
6月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○縦割り班遊び 【つるせ台フェスティバル】	
7月	○学校評価の実施	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【林間学校】 ○夏季休業中の過ごし方指導 ○いじめのない学校づくり子ども会議	○保護者との情報交換【懇談会】
8月	○いじめに関する生徒指導・教育相談の研修【校内研修】 ○学校適応感アンケート調査結果を活用した職員研修	○縦割り班遊び	
9月	○学校適応感アンケート調査 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行】	
10月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【運動会】	○地域との共催行事 【地区体育祭】
11月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】 ○いじめ防止月間 【全校集会において啓発・指導】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【富士見市立小学校陸上大会】 ○行事を通した人間関係づくり 【市内音楽会】 ○いじめ防止月間	○保護者との情報交換 【個人面談】 ○保護者によるアンケートの実施
12月	○学校評価の実施 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【校内音楽会】 ○冬季休業中の過ごし方指導	○地域への情報提供・情報交換 【コミュニティ・スクール協議会】

1月	○学校適応感アンケート調査 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○縦割り班遊び	○地域への情報提供・情報交換 【コミュニティ・スクール 協議会】
2月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【六年生を送る会】	○地域への情報提供・情報交換 【学校運営支援者協議会】 ○学校評価の公表 ○保護者との情報交換 【懇談会】
3月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談部会】 ○「学校いじめ防止基本方針」 の評価・問題点及び新年度の 取組の検討 ○次年度学校いじめ防止基本方 針の見直し・策定	○縦割り班遊び ○春季休業中の過ごし方指導 ○行事を通した人間関係づくり 【卒業証書授与式】	